

令和2年度熊本県地域職業訓練実施計画 第1-1分冊

令和2年3月24日

熊本県

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 熊本支部

熊本労働局

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たっての円滑な再就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、労働局、公共職業安定所、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ改定する。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

令和元年11月末現在の熊本県内の労働市場の動きをみると、新規求人数（パートを含む）は14,371人（月平均）で前年同期比4.2%減少している。主要産業別では、建設業は960人で4.5%の減少、製造業は1,221人で22.5%の減少、運輸業・郵便業は581人で5.4%の減少、卸売業・小売業は1,608人で4.1%の減少、宿泊業・飲食サービス業は1,095人で1.6%の増加、医療・福祉は4,252人で5.4%の増加、サービス業（他に分類されないもの）は2,620人で8.7%の減少となっている。また、有効求人数（パートを含む）は41,125人（月平均）で前年同期比3.9%減少している。

一方、新規求職者数（パートを含む）は6,009人（月平均）で前年同期比0.5%減少、有効求職者は（パートを含む）は26,312人（月平均）で前年同期比1.9%増加している。

この結果、令和元年度（11月末現在）平均の有効求人倍率（原数値）は1.56倍となり、前年同期を0.1ポイント下回っている。

以上のことから、雇用失業情勢は確実に改善が進んでいるものの、人材不足が多くの産業に拡大してきており、人材の確保・育成が課題となっている。

(2) 令和元年度における公的職業訓練の実施状況

実施主体／訓練区分		受講者数	就職率
①公共職業訓練（離職者訓練）			
ア 熊本県立高等技術専門学校	（委託訓練）	1,002人	82.3%
イ 熊本職業能力開発促進センター	（施設内訓練）	353人	95.7%
ウ 荒尾訓練センター	（施設内訓練）	179人	85.2%
②公共職業訓練（在職者訓練）			
ア 熊本県立高等技術専門学校	（施設内訓練）	121人	—
イ 熊本県立技術短期大学校	（施設内訓練）	69人	—
ウ 熊本職業能力開発促進センター	（施設内訓練）	805人	—
エ 荒尾訓練センター	（施設内訓練）	100人	—
③公共職業訓練（学卒者訓練）			
ア 熊本県立高等技術専門学校	（施設内訓練）	84人	100%

イ 熊本県立技術短期大学校	(施設内訓練)	177人	100%
④障がい者等に対する公共職業訓練			
ア 熊本県立高等技術専門校	(施設内訓練)	8人	100%
	(委託訓練)	13人	45.4%
	(特別委託訓練)	6人	100%
⑤求職者支援訓練			
ア 熊本労働局	(基礎コース)	49人	87.5%
	(実践コース)	118人	55.0%

(注) 就職率について

※①ーア 令和元年7月修了の訓練コースまでの集計値。

※①ーイ、ウ 令和元年12月入所、8月修了の訓練コースまでの集計値。

※③ 平成31年3月修了生の就職率。

※④ 令和元年9月修了の訓練コースまでの集計値

※⑤ 令和元年6月修了のコースまでの集計値

3 計画期間中における職業訓練の対象者数等

(1) 実施方針

雇用失業情勢は着実に改善が進んでいるものの、一部に厳しさがみられる状況が続くと想定されることから、離職者を対象とする職業訓練については、令和元年度においても、人材不足が深刻な分野や、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価基準や民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の更なる整備及び普及も進めていくこととする。

(2) 実施規模と分野、就職率に係る目標

① 公共職業訓練（離職者訓練）

ア 熊本県立高等技術専門校（委託訓練）

- ・ 令和2年度においては、訓練定員数（1,616人）を予定している。
- ・ IT、事務、介護の3分野において、知識・技能の習得を目的とした3～7か月の短期訓練を実施する。

- ・ 国家資格の取得等の高度な知識・技能の習得を目的とした1～2年の長期訓練を実施する。(介護、保育、その他分野)
- ・ 訓練修了者の就職率80%を目標とする。
- イ 熊本職業能力開発促進センター(施設内訓練)
 - ・ 令和2年度においては、訓練定員数(476人)を予定している。
 - ・ 熊本労働局、公共職業安定所等と連携し、求人ニーズに沿ったものづくり分野の職業訓練科10科を設定する。
- ウ 荒尾訓練センター(施設内訓練)
 - ・ 令和2年度においては、訓練定員数(238人)を予定している。
 - ・ 熊本労働局、公共職業安定所等と連携し、求人ニーズに沿ったものづくり分野の職業訓練科5科を設定する。

② 公共職業訓練(在職者訓練)

- ア 熊本県立高等技術専門学校(施設内訓練)
 - ・ 企業のニーズに基づき、事務分野において、2つのコース(定員55人)で訓練を実施する。
- イ 熊本県立技術短期大学校(施設内訓練)
 - ・ 機械加工やアプリケーション開発等の機械、電子・情報系の訓練を実施する。(9コース、定員90人)
 - ・ 企業のニーズに基づくオーダーメイド型の訓練を実施する。(コース数、定員は企業ニーズに基づき設定)
- ウ 熊本職業能力開発促進センター(施設内訓練)
 - ・ 令和2年度においては、訓練定員数(1,568人)を予定している。
 - ・ 熊本労働局、各種産業団体及び連合会、教育訓練機関と連携し、中小企業を主体とした従業員育成をおこなうための訓練を設定する。
- エ 荒尾訓練センター(施設内訓練)
 - ・ 令和2年度においては、訓練定員数(264人)を予定している。
 - ・ 熊本労働局、各種産業団体及び連合会、教育訓練機関と連携し、中小企業を主体とした従業員育成をおこなうための訓練を設定する。

③ 公共職業訓練(学卒者訓練)

- ア 熊本県立高等技術専門学校(施設内訓練)
 - ・ 地域産業から求められる技能・知識のニーズに対応した即戦力となる中堅技術者・技能者の育成を図るため、自動車車体整備科、電気配管システム科、総合建築科の3つの訓練科(訓練定員115人)において、主として新規学卒者を対象とした訓練を実施する。
 - ・ 訓練修了者の就職率100%を目指す。
- イ 熊本県立技術短期大学校(施設内訓練)

- ・ 地域産業の高度化、高付加価値化に対応できる高度な技能及び知識を備えた実践技術者の育成を図るため、精密機械技術科、機械システム技術科、電子情報技術科、情報システム技術科の4つの訓練科（訓練定員200人）において、主として新規学卒者を対象とした訓練を実施する。
- ・ 電子情報技術科（旧電子システム技術科）について、企業ニーズに対応し、電子分野に情報技術を活用できる人材の育成を図るため、令和2年度から、カリキュラムの大幅な見直し及び科名の変更を行う。
- ・ 訓練修了者の就職率100%を目指す。

④ 障がい者等に対する公共職業訓練

ア 熊本県立高等技術専門学校

（施設内訓練）

- ・ 軽度の知的障がいのある方を対象とした訓練科（販売実務科）において、職業に関する基本的な知識・技能の習得と労働に耐えうる体力づくり、あいさつなどの社会生活に必要なマナー、商品販売等に関する技能・知識に係る訓練を実施する。（訓練定員16人）

（委託訓練）

- ・ 令和2年度においては、訓練定員（113人程度）を予定している。
- ・ IT、事務、介護の3分野において、障がいの種類や程度に応じた多様な訓練を実施する。
- ・ 企業、求職者のニーズに基づきオーダーメイド型の訓練を実施する。
- ・ 訓練修了者の就職率55%を目標とする。

（特別委託訓練）

- ・ 令和2年度においては、訓練定員数（20人）を予定している。
- ・ 身体障害者手帳又は精神障害者保険福祉手帳所持者を対象に、ソフトウェア開発等の技能、知識の習得を目的とした2年間の長期訓練を実施する。（精神障害者保険福祉手帳所持者については、若干名の募集とする）
- ・ 訓練修了者の就職率100%を目標とする。

⑤ 求職者支援訓練

- ・ 令和2年度においては、非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう360人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模600人を上限とする。
- ・ 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする。
- ・ その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとと

もに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。未就職のまま卒業することとなった新卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

- ・ 訓練認定規模の割合は、次のとおりとする。
 - イ 基礎コース 訓練認定規模の 30%程度
 - ロ 実践コース 訓練認定規模の 70%程度実践コースのうち介護系、医療事務系及び情報系の 3 分野の割合は、地域の実情に応じて次の目安に沿って設定するものとする。
 - (i) 3 分野合計の目安 実践コース全体の 40%
 - (ii) 各分野の下限の目安 介護 15%、医療事務 15%、情報・デザイン 10%実践コースのうち、その他の成長分野、人材不足分野については、実践コース全体の訓練認定規模の 60%を目安とする。

実践コースのうち、介護分野又は医療事務分野に要件緩和対象訓練の優先枠として 1 コース設定することとする。
- ・ より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に、独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等を設定する「地域ニーズ枠」を熊本県の地域職業訓練実施計画で設定することとする。地域ニーズ枠の設定に当たっては、公共職業訓練（離職者訓練）の訓練規模、分野及び時期も踏まえた上で、熊本県の認定規模の 10%以内で設定することとする。
- ・ 求職者支援訓練のうち、次の上限値以下で地域職業訓練実施計画が定めた割合までは、当該都道府県で求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。
 - イ 基礎コース 上限値 20%
 - ロ 実践コース 上限値 20%
- ・ これらにより、雇用保険適用就職率は、基礎コースで 58%、実践コースで 63%を目指す。

4 公的職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等

(1) 関係機関との連携

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練を合わせた訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国や都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。
- ・ このため、令和 2 年度においても、地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に

資することとする。

- ・ 地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを開催する。
- ・ このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの着実な実施等に資するため、地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発の在り方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。
- ・ 求職者支援訓練の訓練規模を踏まえ、安定した就職の実現に資する分野での訓練がより設定されるよう努めるものとする。
- ・ 今後も、地域訓練協議会を開催し、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。

（２）公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

① 公共職業訓練（離職者訓練）

- ・ 訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化する。
- ・ 訓練実施機関と公共職業安定所が連携し、就職未決定者の公共職業安定所への誘導を徹底するとともに、訓練効果を生かせる求人情報を提供する。

② 公共職業訓練（学卒者訓練）

- ・ 職業指導やジョブ・カードを活用したキャリア教育等、1学年次から、訓練修了後の就職を見据えたキャリア教育等を実施する。
- ・ 個々の訓練生の適性や能力に応じて、進路相談や就職相談等を実施する。

③ 障がい者等に対する公共職業訓練

（施設内訓練）

- ・ 年間5回の派遣実習を交えながら各事業所で実践的な職業訓練を行う。
- ・ 就労先の開拓を行いながら訓練効果を生かせる求人情報を提供するなど、個々の能力に応じた就職支援を実施する。
- ・ 訓練修了後や就職後も就職先・各支援機関と連携をとりながら、就職の定着支援を実施する。

（委託訓練）

- ・ 訓練期間中は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、障害者職業訓練コーディネーター等が適宜訓練状況を関係機関に報告し、その内容が今後の就労相談等に活用されるような体系を構築することで、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

（特別委託訓練）

- ・ 半年間の基礎訓練終了後、個々の訓練生の希望職種に応じた適切なキャリア・

コンサルティングを行う。

- ・ 就職に必要な高度な知識や技術などを習得するために専門性の高い応用実習を行いながら、高度なIT人材の育成を目指す。

④ 求職者支援訓練

- ・ 求職者支援訓練の受講者に対しては、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・ 求職者支援訓練の受講者には、長期失業者や正社員経験が少ない者も少なくないことから、職業訓練により知識や技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてもきめ細かい支援が必要である。
- ・ このため、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設け、訓練修了後の就職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を生かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。
- ・ また、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。
- ・ なお、訓練修了後、直ちに就職活動に入らず、引き続き技能向上のための公共職業訓練（離職者訓練）の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。